

## 学校法人 YIC 学院

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年6月1日から令和7年12月31日までの2年7ヶ月間

2 目標と取組内容・実施時期

#### 目標1

女性労働者の平均勤続年数を現在の6年より1年以上伸ばす

<実施時期・取組内容>

- 令和5年6月～
  - ・妊娠、出産、育児等に関するあらゆるハラスメントを防ぎ、育児休業を取得しやすい環境づくりを行うとともに、育児休業からの円滑な職場復帰を支援する。
  - ・様々なハラスメントが起こらないようにするための管理職への研修等による周知徹底。
  - ・育児及び介護休業中は適時声掛け、復職者に対しては総合支援担当者による面談年4回及び所望時に実施。
  - ・年次有給休暇を取得推進する取り組みを実施。
- 令和6年5月～
  - ・生活と仕事を両立できる職場環境づくりや職員のキャリア形成支援に取り組む。

#### 目標2

健康促進及び両立支援の為の特別休暇の導入を検討

- 令和5年6月～
  - ・教職員の要望や具体的なニーズを調査するアンケートを実施。
- 令和6年1月～
  - ・アンケート結果を分析し特別休暇の導入検討を開始する。

#### 目標3

育児時短勤務制度の対象年齢を3歳に満たないから9歳までに引き上げを検討

- 令和5年6月～
  - ・教職員の要望や具体的なニーズを調査するアンケートを実施。
- 令和5年10月～
  - ・アンケート結果を分析し特別休暇の導入検討を開始する。